

INFORMATION

本庁 328-8686 万町9-25 FAX21-2316 FAX21-2673
大平総合支所 329-4492 大平町富田558 FAX43-9205 FAX43-8818
藤岡総合支所 323-1192 藤岡町藤岡1022-5 FAX62-0900 FAX62-4625
都賀総合支所 328-0192 都賀町家中5982-1 FAX29-1100 FAX28-0169
西方総合支所 322-0692 西方町本城1 FAX92-0300 FAX92-2611
岩舟総合支所 329-4392 岩舟町静5133-1 FAX55-7751 FAX55-4910
休日にお困りの時は 本庁日直(22)3535

お知らせ

都市計画の構想に関する説明会を開催します

都市計画の構想

① 小山栃木都市計画区域マスタープラン(県決定)
② 区域区分(県決定)、用途地域(市決定)、土地地区整理事業(市決定)、地区計画(市決定)

構想の対象区域

① 栃木市全域(西方地域を除く)
② 栃木インター西地区(吹上町・野中町)・平川地区(大塚町・都賀町平川・都賀町升塚・都賀町家中)

説明会について

日時 5月18日(月) 18時30分～
会場 栃木市役所3階正庁(万町)

説明内容

① 都市計画の目標、区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定の方針などについて
② 区域区分や用途地域などの土地利用規制の見直しについて

栃木県都市計画課

028-6231-2465
021-2431

栃木市成年後見制度利用促進計画を策定しました

市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、栃木市成年後見制

度利用促進計画を策定いたしました

度利用促進計画を策定いたしました。本計画の策定にあたっては、様々な委員会等での審議およびパブリックコメントの実施により、市民の皆様の意見を反映させていただきました。詳しくは市のホームページをご覧ください。

開発許可に関する条例および審査基準を改正しました

「都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例」を改正し、公園等の設置が義務付けられている開発区域の面積の最低限度を3平方メートルから1平方メートルとしました。

軽自動車税の納税通知書が発送されます

令和2年4月1日(水) ※詳細は市ホームページをご確認ください。
都市計画課(21)2444

とちぎクリーンプラザ再生品提供事業を隔月実施へ変更します

令和2年度から、再生品提供事業が2か月に一度の実施になります。
受付日時 偶数月(4・6・8・10・12・2月)の1日

Jアラートの全国一斉情報伝達試験を行います

次の日程で全国瞬時警報システムの訓練を行います。当日は、次の機器などでテスト放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

訓練日時

5月20日(水) 11時
放送内容 「上りチャイム+『これはJアラートのテストです』+下りチャイム」

放送される機器

屋外スピーカー(185カ所) / 防災ラジオ(自動起動します) / FMくらら857緊急割込み放送

危険機管理課

(21)2551

固定資産税・都市計画税納税通知書が発送されます

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日に市内に土地・家屋・償却資産を所有する方に課税されます。納期限までに納めましょう。

納期限

6月1日
第1期 7月31日(金)
第2期 9月30日(水)
第3期 11月30日(月)
第4期 2月27日

台風19号で被災した国民健康保険・後期高齢者医療加入の方へ

医療費の支払い不要期間が9月まで延長されました。申請書が必要となります。

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

令和2年度家庭用生ごみ処理機設置費補助金

家庭用生ごみ処理機の購入費の一部を補助しています。家庭の生ごみの「資源化・減量化」にご協力ください。

補助金額

コンポスト容器：購入費の1/2の額(限度額5,000円・1世帯2台まで)
電気式生ごみ処理機：購入費の1/2の額(限度額20,000円・1世帯1台まで)

環境課

(21)2141

国民健康保険

国民健康保険(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

障害年金

障害年金(1・2級)
障害者手帳(1・2級)
精神障害者保健福祉手帳(1・2級)

障害者手帳

1・2級
申請方法 関係資料をお取り寄せの上、設置終了後、領収書・写真・カタログ(電気式のみ)・市指定の申請書および請求書を、問合先または各総合支所の窓口へ提出

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

国民年金付加年金制度

国民年金保険料(令和2年度は月額1万6,540円)に加えて、付加保険料(月額4,000円)を納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

納付例

付加保険料を10年間納付された場合
付加保険料の納付額：4,000円×12月×10年＝48,000円

経営・会計・税務・国際税務のパートナー
[資産継承・相続準備]のご相談を承っております
(関東信越税理士会所属)
板倉公認会計士事務所
公認会計士・税理士 板倉 聡
税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司 司法書士 三輪 誠
税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康
〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp

あんしん相続
参加無料セミナー
5/17(日) 午前10時～
小山城南市民交流センター
5/18(月) 午後1時30分～
佐野市役所市民活動スペース
テーマ:遺言書とエンディングノートを作ってみよう
講師:相続相談あんしんプラザ 行政書士 細見愛子
お申込・お問合せ 一般社団法人 相続相談あんしんプラザ 無料相談実施中 予約制
お気軽に電話を! ☎0285-38-9550

かたづけ屋☆栃木です!!
母の日ギフト
かたづけや(☆)
★机・椅子・家具・衣服・家電など
★遺品処理 / 空き家バンク /
★廃屋等の解体処分
株式会社 くりかい
【本社】栃木県栃木市宮町55番地1
☎0282-30-1632
栃木市指定一般廃棄物許可業者
栃木市指令第173号【一般廃棄物収集運搬許可】